

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件名等	(契約番号)4252000250 わんぱくキッズ育成施設整備業務委託
	履行場所	南相馬市原町区高見町二丁目22番地1地内
	種類	建物及び遊具等の設計・施工、並びに既存建物等解体処分に係る業務委託
	概要	震災後低下した子どもの体力向上と肥満傾向の改善を目的として、小学生を主な対象とした屋内子どもの遊び場（開放型）を整備する。 施設内には、自由度の高い多目的な遊びが可能なフリースペース空間を確保しながら、子どもたちが魅力を感じ、自らの創意工夫により遊び、憩い、集い、育むことができる発達段階に応じた適切な遊具を配置する。
相 手 方	名称	TSP太陽 株式会社
	代表者	代表取締役社長 広岡正明
	所在地	東京都目黒区東山1丁目17番16号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 わんぱくキッズ育成施設整備業務委託にあたっては、子どもの外遊びが促進される魅力ある施設とするとともに、市民共有の資産として質の高さが求められることから、単に設計料や委託費の多寡のみでなく、事業者の実績、創造性、技術力等を適正に審査し、最も適した事業者を選定することとして、公募型プロポーザル方式を採用し、技術提案の公募を実施した。 プロポーザル審査委員会を開催し、上記事業者が業務委託候補事業者に選定されたため、当該業者との随意契約とする。	
	工事等担当課名〔男女共同こども課〕	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4252000254 起業支援型地域雇用創造事業「市内物産PR・販売事業」業務委託
	履行場所	南相馬市内
	種類	業務委託
	概要	起業支援型地域雇用創造事業(福島県緊急雇用創出事業)として実施する事業で、失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、または短期の雇用機会を提供したうえで地域の雇用ニーズに応じた人材育成を行い、失業者の雇用継続が期待される事業を実施する。また、商工会議所、商店連合会等関係団体と連携し、市内事業者が独自に生産・製造する商品の洗い出しを行い、パッケージ化して市内外へPRを行い、販路の拡大、市外避難者への販売を通してふるさと回帰への一助とする。
相手方	名称	南相馬市タウンマネジメント株式会社
	代表者	代表取締役 高橋 真
	所在地	南相馬市原町区益田字雫川11-1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本事業の目的である雇用創出・人材育成を効果的に実施できる実現性と具体性があり、被災地である本市の実情を熟知したうえで、埋もれている市内事業所の商品等を発掘しパッケージ化して、より効果的に販売・PRすることが可能な事業所の選定を図るため、公募型プロポーザルにより実施し、プロポーザル選定審査委員会で審査した結果、上記事業所が選定されたため、上記事業所との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名〔商工労政課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第 1 号 ( 第 7 条関係 )

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	( 契約番号 ) 4 2 5 2 0 0 0 2 5 6 教育施設庭木剪定業務委託
	履行場所	原町第一小学校外 1 5 校
	種類	業務委託
	概要	市内小中学校の庭木を剪定し、教育環境の向上を図る。
相手方	名称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代表者	理事長 伊藤 博人
	所在地	南相馬市原町区東町三丁目 7 8 番地
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 3 項	
	2 号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3 号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4 号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9 号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記業者は、当該業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、上記シルバー人材センターとの随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [ 教育総務課 ]		

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 5 2 0 0 0 2 6 0 南相馬市馬事公苑除染業務委託
	履行場所	南相馬市馬事公苑
	種類	業務委託
	概要	南相馬市馬事公苑において、市民が安全・安心な活動ができるようになるため、施設の障害馬術馬場等の表層土を剥離し、地中に埋設することにより、空気中の放射線量を低減させる。
相手方	名称	南相馬市復興事業協同組合
	代表者	理事長 関場 啓
	所在地	南相馬市原町区錦町一丁目25番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>南相馬市馬事公苑の除染については、福島県から除染交付金を受けるため協議し、実施設計書等から除染の規模・内容等について事前承認を得たところであり、除染対象面積(25ha)・内容(表土改善・立木の伐採・アスファルト等の洗浄)から1年の工期間が妥当とされた。</p> <p>このため、業務の規模・内容等から大量の機械や作業員が必要であり、単独業者(1社)では、工期内履行が困難である。</p> <p>このことから、工期内履行をするため、大量の機械や作業員を確保できる市内全域の建設業者で組織されている上記組合との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [文化スポーツ課 ]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 5 2 0 0 0 2 6 5 南相馬市馬事公苑除染業務発注者支援業務委託
	履行場所	原町区片倉地内（南相馬市馬事公苑）
	種類	業務委託
	概要	当該施設の除染実施設計内容（表土改善・立木の伐採・アスファルト等の洗浄）に基づく除染が実施されているかなど、除染業務進捗管理も含めた管理監督の補助業務を行う。
相手方	名称	一般社団法人ふくしま市町村支援機構
	代表者	理事長 瀬戸 孝則
	所在地	福島市中町7番17号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、南相馬市馬事公苑の除染に係る発注者支援業務である。</p> <p>発注者支援業務においては、当該施設の除染設計業者が設計内容を熟知しており、より効果的な発注者支援が出来ることから、当該施設の除染の実施設計業者である上記業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名〔文化スポーツ課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。